

表 1 悪臭測定項目 (22 項目)

アンモニア	イソバレルアルデヒド
メチルメルカプタン	イソブタノール
硫化水素	酢酸エチル
硫化メチル	メチルイソブチルケトン
二硫化メチル	トルエン
トリメチルアミン	スチレン
アセトアルデヒド	キシレン
プロピオンアルデヒド	プロピオン酸
ノルマルブチルアルデヒド	ノルマル酪酸
イソブチルアルデヒド	ノルマル吉草酸
ノルマルバレルアルデヒド	イソ吉草酸

備考 悪臭防止法第 2 条に基づく特定悪臭物質を測定項目として設定

表 2 最終処分場からの発生ガス測定項目 (9 項目)

メタン
メチルメルカプタン
エチルメルカプタン
硫化水素
一酸化炭素
二酸化炭素
水素
酸素
窒素

備考 エコフロンティアかさまでのモニタリングを測定項目として設定

表3 水道水の水質基準項目 (51項目)

一般細菌	総トリハロメタン
大腸菌	トリクロロ酢酸
カドミウム及びその化合物	ブロモジクロロメタン
水銀及びその化合物	ブロモホルム
セレン及びその化合物	ホルムアルデヒド
鉛及びその化合物	亜鉛及びその化合物
ヒ素及びその化合物	アルミニウム及びその化合物
六価クロム化合物	鉄及びその化合物
亜硝酸態窒素	銅及びその化合物
シアン化物イオン及び塩化シアン	ナトリウム及びその化合物
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	マンガン及びその化合物
フッ素及びその化合物	塩化物イオン
ホウ素及びその化合物	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)
四塩化炭素	蒸発残留物
1,4-ジオキサン	陰イオン界面活性剤
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	ジェオスミン
ジクロロメタン	2-メチルイソボルネオール
テトラクロロエチレン	非イオン界面活性剤
トリクロロエチレン	フェノール類
ベンゼン	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)
塩素酸	pH 値
クロロ酢酸	味
クロロホルム	臭気
ジクロロ酢酸	色度
ジブロモクロロメタン	濁度
臭素酸	

備考 水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」に規定する水質基準を測定項目として設定

表4 地下水の環境基準項目 (27項目)

カドミウム	1, 1, 2-トリクロロエタン
全シアン	トリクロロエチレン
鉛	テトラクロロエチレン
六価クロム	1, 3-ジクロロプロペン
ヒ素	チウラム
総水銀	シマジン
アルキル水銀	チオベンカルブ
PCB	ベンゼン
ジクロロメタン	セレン
四塩化炭素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
1, 2-ジクロロエタン	ふっ素
1, 1-ジクロロエチレン	ほう素
1, 2-ジクロロエチレン	1, 4-ジオキサソ
1, 1, 1-トリクロロエタン	

備考

- 1) 環境基本法第16条第1項に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準（環境庁告示第10号）」に規定された基準を測定項目として設定
- 2) ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき地下水の環境基準が設定されているダイオキシン類についても測定を実施
- 3) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める（省令昭和52年総理府・厚生省令第1号）」の別表2に規定された、地下水環境基準項目以外のクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）についても測定を実施

表5 排水基準 (42項目)

省令別表1	省令別表2
カドミウム及びその化合物	水素イオン濃度
シアン化合物	生物化学的酸素要求量
有機リン化合物	浮遊物質
鉛及びその化合物	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)
六価クロム化合物	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)
砒素及びその化合物	フェノール類含有量
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	銅含有量
アルキル水銀化合物	亜鉛含有量
ポリ塩化ビフェニル	溶解性鉄含有量
トリクロロエチレン	溶解性マンガン含有量
テトラクロロエチレン	クロム含有量
ジクロロメタン	大腸菌群数
四塩化炭素	窒素含有量
1, 2-ジクロロエタン	リン含有量
1, 1-ジクロロエチレン	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	
1, 1, 1-トリクロロエタン	
1, 1, 2-トリクロロエタン	
1, 3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふつ素及びその化合物	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
1, 4-ジオキサン	

備考

- 1) 水質汚濁防止法第三条第一項の規定に基づく「排水基準を定める省令」に規定する排水基準
- 2) ダイオキシン類対策特別措置法第8条に基づき排出基準が設定されているダイオキシン類についても測定を実施

表6 排除基準 (42 項目)

下水道法第 12 条の 2 第 1 項	下水道法第 12 条の 2 第 3 項
カドミウム及びその化合物	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量
シアン化合物	水素イオン濃度
有機燐化合物	生物化学的酸素要求量
鉛及びその化合物	浮遊物質
六価クロム化合物	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)
砒素及びその化合物	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	窒素含有量
アルキル水銀化合物	燐含有量
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1, 2-ジクロロエタン	
1, 1-ジクロロエチレン	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	
1, 1, 1-トリクロロエタン	
1, 1, 2-トリクロロエタン	
1, 3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふつ素及びその化合物	
1, 4-ジオキサン	
フェノール類	
銅及びその化合物	
亜鉛及びその化合物	
鉄及びその化合物 (溶解性)	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	
クロム及びその化合物	
ダイオキシン類	

備考 下水道法第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項に基づく特定事業場からの排除基準を測定項目として設定

表7 公共用水域（河川）の環境基準項目（35項目）

生活環境の保全に関する環境基準	人の健康の保護に関する環境基準
水素イオン濃度	カドミウム
生物化学的酸素要求量	全シアン
浮遊物質量	鉛
溶存酸素量	六価クロム
大腸菌数	ヒ素
全亜鉛	総水銀
ノニルフェノール	アルキル水銀
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	PCB
	ジクロロメタン
	四塩化炭素
	1, 2-ジクロロエタン
	1, 1-ジクロロエチレン
	シス-1, 2-ジクロロエチレン
	1, 1, 1-トリクロロエタン
	1, 1, 2-トリクロロエタン
	トリクロロエチレン
	テトラクロロエチレン
	1, 3-ジクロロプロペン
	チウラム
	シマジン
	チオベンカルブ
	ベンゼン
	セレン
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	ふつ素
	ほう素
	1, 4-ジオキサン

備考

- 1) 環境基本法第16条第1項に基づく「水質汚濁に係る環境基準（環境庁告示第59号）」に規定された基準を測定項目として設定
- 2) ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき公共用水域の環境基準が設定されているダイオキシン類についても測定を実施

表8 底質の調査項目（11項目）

カドミウム
シアン
鉛
六価クロム
ヒ素
総水銀
アルキル水銀
PCB
銅
セレン
ダイオキシン類

備考

- 1) 「底質の暫定除去項目について（環水管第119号）」で対象とされている水銀、PCBを測定項目として設定
- 2) ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき底質の環境基準が設定されているダイオキシン類を測定項目として設定
- 3) エコフロンティアかさまで調査対象としている重金属類を測定項目として設定